

クリーンガス証書認定・認証基準

作成機関：クリーンガス証書評価委員会

1. 基準の位置付け

認定・認証基準は、クリーンガス証書機関（以下「機関」という。）が認定・認証を行うにあたって、認定・認証可能となる「クリーンガス」の定義を明確にするとともに、認定・認証業務を実施するための基本的な指針となるものである。

認定・認証基準は、「総則」と「ガス種別認証基準」をもって構成する。なお、社会的情勢変化や技術開発に伴う新たな対象ガスが生じた場合には、必要に応じて別途検討を行う。

2. 総則

2-1 定義

2-1-1 認定及び認証

「認定」とは、機関がクリーンガス証書ガイドライン第3章に適合していることにつき、所定のクリーンガス製造設備認定書を発行することで認めることをいう。また、「認証」とは、機関が同ガイドライン第4章に適合していることにつき、所定のクリーンガス相当量認証証明書を発行することで認めることをいう。

2-1-2 クリーンガス製造設備認定

「クリーンガス製造設備認定」とは、機関が、2-2 に規定するクリーンガスを発生させるガス製造設備のうち認定申請を受けたものについて、認定を得る為の要件を満たしているかを判断し、所定の認定書を交付することをいう。なお、クリーンガス製造事業者とクリーンガス製造設備認定申請事業者が異なる場合もあり得る。

2-1-3 クリーンガス相当量認証

「クリーンガス相当量認証」とは、機関が、2-1-2 により認定されたクリーンガス製造設備からクリーンガス製造設備認定日以後に発生したガス製造量(体積、熱量)について、申請者の提出する申請内容に虚偽がないと判断し、所定の認証証明書を交付することをいう。なお、クリーンガス製造事業者とクリーンガス相当量申請事業者が同一である場合もあり得る。

2-2 判断すべき対象

機関が認証を行う「クリーンガス」とは、2-3 の各項に定められた要件を全て満たすものをいう。さらに個別のガス発生方式に応じて、「3. ガス種別認証基準」に定める追加要件に適合すること。

2-3 クリーンガスの要件

2-3-1 ガス製造方式に関する要件

クリーンガスの製造方式は、以下のものとする。

- (a) e-methane 製造
- (b) バイオガス製造

(c) バイオガス・e-methane 混合ガス製造

2-3-2 クリーンガス相当量認証に関する要件

機関は、クリーンガス製造事業者において、ガス製造量の計量が下記のいずれかに該当し適正に行われている場合、認定を行ったクリーンガス製造設備から製造されたクリーンガス製造量（ガス事業者の都市ガス導管に供給されるもの、もしくは都市ガスの製造工場に供給されるもの、クリーンガス製造事業者自らが消費するもの、及びクリーンガス製造所内の充填装置から直接販売されるもの）に係るクリーンガス相当量について、申請を行った証書発行事業者に対してクリーンガス相当量認証証明書を発行する。

- ・ 経済取引として実施されているガス量取引での計量
- ・ 国際標準または国内標準にトレーサブルな標準器を用いて校正された流量計および国際標準または国内標準に則り適切に校正された熱量計での計量

2-3-3 環境価値の帰属に関する要件

認証されたクリーンガスの環境価値がクリーンガス価値の購入者たる顧客に帰属することが示されていること。

2-3-4 環境への影響評価に関する要件

生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について機関が求めた場合、証書発行事業者は、機関に報告をしなければならない。

- (1) 環境への影響評価
- (2) 個別のガス製造方式ごとに機関が定める環境モニタリング

2-3-5 クリーンガス製造設備の確認

クリーンガス製造設備が図面どおりに設置されているかを担保するため、機関は現地確認を行わなければならない。但し、クリーンガスを受け入れる都市ガス事業者等による図面確認書の提出があれば、機関の判断により、現地確認を代替することができる。

2-3-6 社会的合意に関する要件

2-3-4 の評価・対策等を踏まえて立地に対して関係者との合意に達していることとし、その内容について機関が求めた場合、証書発行事業者は、機関に報告をしなければならない。また、社会的合意を必要としないと判断される場合は、その理由も含めて説明を行わなければならない。

2-3-7 情報の公開等に関する要件

- (1) 情報の公開に関して、以下の要件を満足すること。
 - (a) 証書発行事業者は、機関に提出された資料は、原則として公表されることを了承しなければならない。
 - (b) 証書発行事業者は、顧客に対して、クリーンガスに関する十分な情報を開示し、その開示状況を機

関に報告しなければならない。

ただし、営業・技術資料の秘密保持や個人情報の管理等のため問題が生じるおそれがある場合には、事業者は書面をもって非公開とすることを請求できるものとし、機関は協議の上その扱いを定めるものとする。

- (2) 情報の公開等においては、「表現等に関するクリーンガス製造者用ガイドライン」「表現等に関する申請者・クリーンガス証書発行者用ガイドライン」「表現等に関するクリーンガス証書所有者用ガイドライン」に準拠するものとする。

2-3-8 誓約書、及び関係法令遵守に関する要件

証書発行事業者は、2-3-1～7 に規定された要件並びに当該ガス製造方式に適用される関係法令等に適合していることを示す誓約書、及びチェックリストを提出しなければならない。

3. ガス種別認証基準

3-1 e-methane

3-1-1 e-methane 製造設備

3-1-1-1 認証対象

e-methane 製造設備により製造したクリーンガス製造量とする。なお、e-methane の原料となる水素等と CO₂は、製造元や輸送方法等が追跡・報告可能であること。

3-1-1-2 認証を受けるための要件

- (1) クリーンガスの認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 機関が求めた場合、周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) 機関が求めた場合、社会的合意に関する説明書類を提出すること。
- (4) 「クリーンガス証書事務取扱要領」に定める情報の提供を行うこと。

3-2 バイオガス

3-2-1 バイオガス製造設備

3-2-1-1 認証対象

バイオガス製造設備により製造したクリーンガス製造量とする。

3-2-1-2 認証を受けるための要件

- (1) クリーンガスの認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 機関が求めた場合、周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) 機関が求めた場合、社会的合意に関する説明書類を提出すること。
- (4) 「クリーンガス証書事務取扱要領」に定める情報の提供を行うこと。

3-3 バイオガス・e-methane 混合ガス

3-3-1 バイオガス・e-methane 混合ガス製造設備

3-3-1-1 認証対象

バイオガス・e-methane 混合ガス製造設備により製造したクリーンガス製造量とする。なお、バイオガス・e-methane 混合ガスの原料となる水素等と CO₂等は、製造元や輸送方法等が追跡・報告可能であること。

3-3-1-2 認証を受けるための要件

- (1) クリーンガスの認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 機関が求めた場合、周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) 機関が求めた場合、社会的合意に関する説明書類を提出すること。
- (4) 「クリーンガス証書事務取扱要領」に定める情報の提供を行うこと。

以上

附 則（令和5年9月26日制定）

1. この基準は、令和5年9月26日より施行する。

附 則（令和6年3月4日改定）

1. この基準は、令和6年3月4日より施行する。

附 則（令和6年6月27日改定）

1. この基準は、令和6年6月27日より施行する。